

資料4-2

岩手県の災害廃棄物の処理状況について
～大阪府・市合同による現地確認の結果～

大阪府・大阪市

●仮設焼却炉について

- 岩手県では県内処理を進めるために、仮設焼却炉を2基設置。
- ・釜石市清掃工場：廃止した清掃工場を、平成24年2月から災害廃棄物処理施設として稼働させ、災害廃棄物の熔融処理を開始。
 - ・宮古地区仮設焼却炉：宮古清掃センターの敷地内に設置し、平成24年3月から1日95トンの処理能力で災害廃棄物を焼却。

釜石市清掃工場



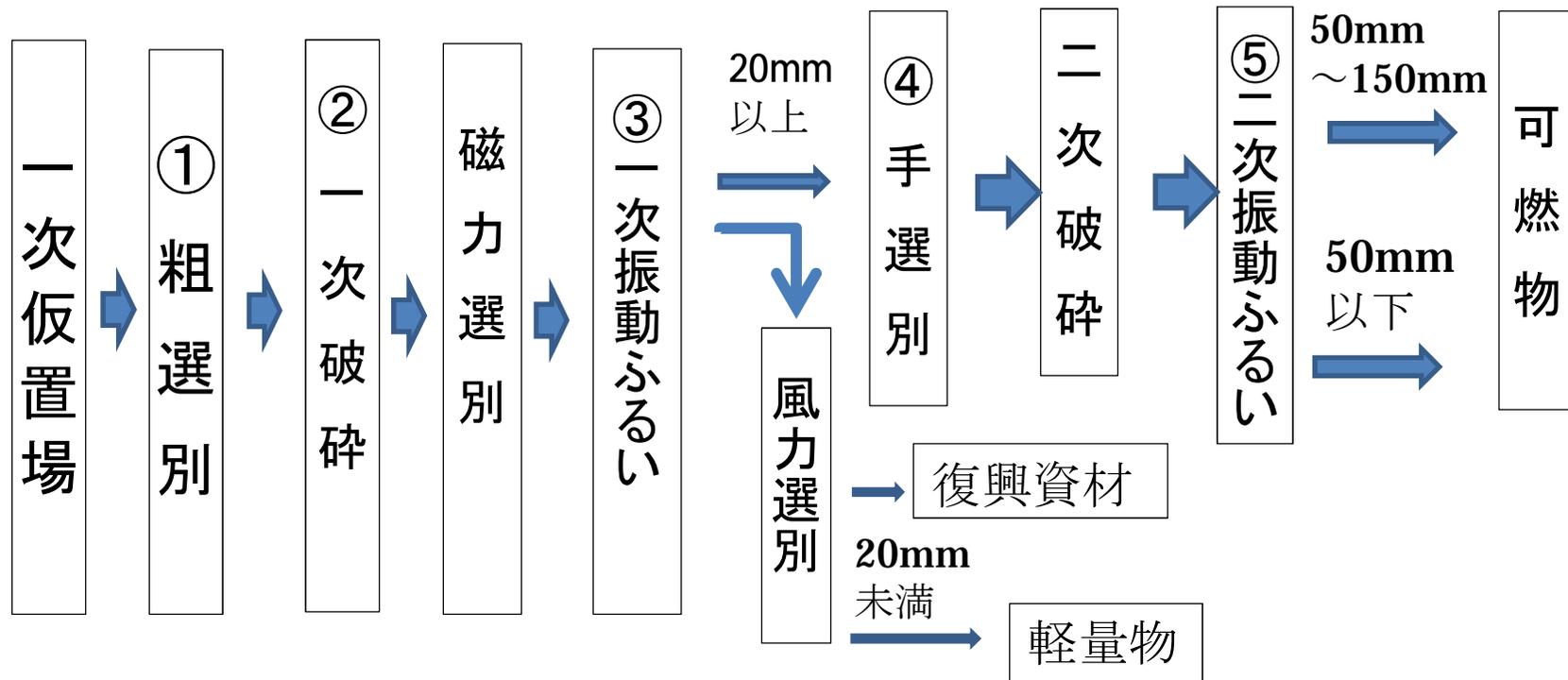
宮古地区仮設焼却炉 (Miyako Area Temporary Incinerator)



●災害廃棄物の破碎・選別について

被災地においては、2次仮置場に選別・破碎施設が設置され、災害廃棄物については、可燃物(50mm以下)、可燃物(50mm~150mm以下)、金属くず、復興資材(20mm以下)などに徹底して選別されている。

(宮古地区の破碎・選別施設処理工程)



●災害廃棄物の破砕・選別について

①一次仮置場での粗選別

災害廃棄物(柱材・角材、可燃系混合物、不燃系混合物、コンクリートガラ、金属くず、畳、その他)を重機・人力により選別する。

二次仮置場へは、柱材・角材、可燃系混合物、不燃系混合物のみ搬入する。

(重機による選別)



(人力による選別)



●災害廃棄物の破碎・選別について

②二次仮置場での一次破碎

二次仮置場に搬入された災害廃棄物を概ね150mm以下に破碎する。



●災害廃棄物の破碎・選別について

③二次仮置場での振動ふるい

災害廃棄物20mm以下と20mm超えたものに分別する。さらに、20mm以下のものは風力選別により、復興資材と軽量物に分別する。



(復興資材)



●災害廃棄物の破碎・選別について

④二次仮置場での人力選別

20mm超えたものについて、コンクリートガラや金属くずなどの不燃物を分別する。



●災害廃棄物の破碎・選別について

- ⑤二次仮置場での二次破碎・振動ふるい
人力選別後に破碎し、可燃物(50mm以下)と可燃物(150mm以下)に分別。



●広域処理用の災害廃棄物

宮古地区：可燃物（50mm以下）



●広域処理用の災害廃棄物

宮古地区：可燃物（50mm-150mm以下）



●広域処理用の災害廃棄物

大槌地区：可燃物



●広域処理用の災害廃棄物

山田地区：柱材・角材等の木材の破砕物



広域処理用の災害廃棄物のまとめ

・平成24年2月頃から被災地における災害廃棄物の破碎・選別ラインが本格稼動し、不燃物や土砂などを取り除き、選別が徹底された。

⇒ 広域処理用の災害廃棄物(可燃物)は、木材が中心であり、プラスチックや繊維等が一部含まれている程度。